

フェスタ看護事業補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、看護職員確保対策の普及啓発事業として、フェスタ看護事業を実施するにあたり、運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付先)

第2条 この補助金は、フェスタ看護実行委員会（公益社団法人山梨県看護協会・一般社団法人日本精神科看護協会山梨県支部・山梨県で構成）に交付する。

(補助対象経費)

第3条 この補助金は、フェスタ看護事業の運営に必要な別表に掲げる経費に対し交付するものとする。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、別表第2欄に定める対象経費の支出額の合計額と、別表第3欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。なお、実支出額の合計が補助基準額より少ない場合に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）により、知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第6条 この補助事業を、中止、廃止又は変更しようとする場合においては、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）により速やかに知事の承認を受けるものとする。ただし、この補助事業に要する経費の配分の20%以内の変更についてはこの限りでない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は精算払いとし、精算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 この補助金の実績報告は、事業完了の日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第9条 この補助金の交付を受けた者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成17年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

1 対象事業	2 対象経費	3 補助基準額
(1) 看護大会 (2) 看護の心普及啓発事業 (3) 病院訪問事業	左記に掲げる事業に必要な報償 費、旅費、需用費、役務費、使賃 料、その他知事が認めたフェスタ 看護事業の運営に必要な経費	1, 200, 000円